平成２２年３月２４日判決言渡　同日原本交付　裁判所書記官　川内　裕之

平成１９年（行ウ）第５２号　消防団寄附金管理違法確認等請求事件

口頭弁論終結の日　平成２２年２月１０日

判　　決

横浜市戸塚区上倉田町２０４４番地３０

原　　告　　間　瀬　辰　男

横浜市中区港町１丁目１番地

被　　告　　横　浜　市　長

林　　文　子

被告訴訟代理人弁護士　　金　子　泰　輔

主　　文

１　原告の請求をいずれも棄却する。

２　訴訟費用は，原告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　被告が，金子武夫及び金子正治に対し，４９万２８５０円の損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を行使することを怠ることが違法であることを確認する。

２　被告は，金子武夫及び金子正治に対し，４９万２８５０円を請求せよ。

第２　事案の概要

本件は，横浜市の住民である原告が，戸塚消防団第７分団において，地元の自治会から受け取った金員（平成１５年度１０万３９５０円，平成１６年度１０万３９５０円，平成１７年度１０万３９５０円，平成１８年度１８万１０００円）を，横浜市に対する寄附金として収納しなかったことは違法であり，戸塚消防団第７分団長金子武夫は同金員を歳入金として収納せずに費消し，戸塚消防団長金子正治は金子武夫の行為について監督を怠ったと主張して，被告に

横浜地方裁判所

対し，同金員相当額につきそれぞれ金子正治らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得に基づく返還請求権を行使するのを怠ることが違法であることの確認（地方自治法２４２条の２第１項３号）を求めるとともに，同人らを相手方として，同額につき不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得に基づく返還請求権（同法２４２条の２第１項４号）を行使するよう求める事案である。

１　関係する法令

(1)　消防組織法（昭和２２年１２月２３日法律第２２６号）

ア　８条　市町村の消防に要する費用は，当該市町村がこれを負担しなければならない。

イ　９条　市町村は，その消防事務を処理するため，次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一　消防本部

二　消防署

三　消防団

ウ　１８条　消防団の設置，名称及び区域は，条例で定める。

２　消防団の組織は，市町村の規則で定める。

３　（省略）

エ　１９条　消防団に消防団員を置く。

２　消防団員の定数は，条例で定める。

オ　２３条　消防団員に関する任用，給与，分限及び懲戒，服務その他身分取扱いに関しては，この法律に定めるものを除くほか，常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより，非常勤の消防団員については条例で定める。

２　消防団員の階級並びに訓練，礼式及び服制に関する事項は，消防庁の定める基準に従い，市町村の規則で定める。

(2) 横浜市消防団の設置等に関する条例（昭和３８年条例第３５号）

２条　横浜市に消防団を置く。

２　消防団の名称及び区域は，次のとおりとする。

（中略）

横浜市戸塚消防団　　戸塚区の区域

（省略）

(3) 横浜市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和２６年条例第６５号，乙１５，１７）

ア　８条　　消防団員の服務は，非常勤とする。

イ　１１条　消防団員は，次の各号に掲げる事項を遵守して服務しなければならない。

（中略）

(6) 職務に関し，私に金品の寄贈若しくは酒食の接待を受け又はこれを請求しないこと。

（中略）

(9) 消防団又は消防団員の名義をもって，みだりに寄附を募集し，又は営利行為をなし，若しくは義務負担となるような行為をしないこと。

ウ　１６条

(ア)　（平成２０年条例２２号による改正前のもの。乙１７）

消防団員に対する給与は支給しない。

(イ)　(ア)の改正後のもの。乙１５）

消防団員に対し，別表（省略）に定める額の年額報酬及び出動報酬を支給する。

２　（省略）

３　出動報酬は，各年度の４月分から９月分まで及び１０月分から３月分までの期間の実績に応じて支給する。

横浜地方裁判所

2　基礎となる事実（争いがない事実，括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)　金子武夫は戸塚消防団第７分団長で，金子正治はその上部団体である戸塚消防団の団長である（争いがない。）。

(2)　横浜市戸塚区上倉田町に小田急分譲地自治会がある。その上部団体は上倉田地区連合会である。

戸塚消防団は，戸塚消防団本部と各分団から構成され，各分団は，第１分団から第７分団まである。戸塚消防団本部には，消防団長１名，副団長３名，部長５名がいる。戸塚消防団第７分団は，戸塚区内のうち，上倉田町と下倉田町の２町を担当している。同分団は，本部と各班から構成され，現在第１班から第４班まである。第１班は上倉田町のうち小田急分譲地，第２班は上倉田町のうち上倉田団地方面を担当している。第３班及び第４班は下倉田町を担当している。会計担当者は第１班及び第２班で１名である。なお，第７分団本部には，団長１名，副団長２名，部長５名がいる。

(3)　上倉田地区連合会からの金銭は，平成１５年度には，直接，戸塚消防団第７分団本部に分担金として入金された。金額は６０万円である。そのうち，８万円が第７分団本部に留保され，残る５２万円が第１及び第２班会計担当者に配分された。

平成１６年度も同様である（乙１３）。

平成１７年度は，上倉田地区連合会から，戸塚消防団本部，戸塚消防団第７分団，各班に対して金銭の拠出はないが，同連合会から，上倉田地区・防災協力会に対して，６０万円が支出された。なお，同協力会は，平成１８年１月２１日，発足し，規約が定められたものである（甲４）。同協力会の目的は，上倉田地区において防火・防災等に関する諸活動を行う団体等に対し支援を行い，より一層の地域安全の強化促進を図ることとされている。

平成１８年度は，平成１７年度と同じである。ただし，金額は１０１万１

２５０円になっている。同年度には，横浜市消防操法技術訓練会に戸塚消防団第７分団が参加することになり，実際，同年１０月２８日，消防団による横浜市消防操法技術訓練会が実施された（甲１４）。そのため，上倉田地区・防災協力会とは別の会計として，平成１８年度操法大会支援出納簿（甲１５の１）が作成され，上倉田地区連合会から上倉田地区・防災協力会に対して支出された金額１０１万１２５０円のうち，４４万２５００円が，同会計に繰り入れられた。

(4) 平成１５年５月２０日，小田急分譲地自治会から上倉田地区消防会計名義の預金口座に，消防分担金として１０万３９５０円が振り込まれた（甲１の１及び２）。

また，平成１６年度及び平成１７年度の小田急分譲地自治会決算書によれば，平成１６年度に消防分担金として１０万３９５０円，平成１７年度に防災活動費として１０万３９５０円が支出されたとの記載がある（甲３の１及び２）。

(5) 原告は，平成１６年７月２１日，横浜市に対し，戸塚消防団が平成１５年度中に上倉田地区連合会から受領した寄附金の会計処理に関する一切の文書，横浜市消防団の組織等に関する規則１２条に定める金銭出納簿，領収書綴り，雑書綴りの開示を求めて，情報公開請求を行った。これに対し，横浜市は，同年８月３日付けで，当該請求に係わる行政文書を作成し又は取得しておらず，保有していないとして，非開示とする決定をした（甲１６の１）。

次いで，原告は，同年８月２６日，横浜市に対し，戸塚消防団及び同第７分団名義の預金通帳のうち，平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの入出金の記載部分の開示を求めて，情報公開請求を行った。これに対しても，横浜市は，同年９月８日付けで，当該開示請求にかかる行政文書を取得しておらず，保有していないとして，非開示とする決定をした（甲１６の２）。

他方，戸塚消防団第７分団（分団長金子武夫）は，平成１６年１０月１５日，原告に対し，原告が行った戸塚消防団第７分団の運営活動に係る開示請求の件について，上倉田地区連合会からの金銭の受領については，消防団活動に対する善意の協力金と認識していたが，原告が指摘するとおり，寄附金として処理するのが相当として，今後，会計処理について適正な運営を務めていくと回答した（甲２）。

(6) 小田急分譲地自治会は，平成１９年４月９日付けで，同自治会は消防団を支援してきたところ，今回，上倉田地区連合会の別組織として上倉田地区・防災協力会が消防団に対する支援事業を行う組織として発足したことから，同協力会に対し負担金を拠出することにしたと記載した書面を作成し，原告に交付した（甲５の１）。さらに，同自治会は，同年４月１２日付けで，平成１８年度支出額が１８万１０００円（前年度と同じく１５０円に世帯数を乗じて算出される金額に，平成１８年度には，戸塚消防団第７分団が戸塚区の代表として操法大会に出場することから，これを支援するため，１００円に世帯数を乗じて算出される金額を加算したと説明）であり，当自治会から直接の支払は上倉田連合会に対し，防災活動費として行っていると記した書面を作成し，原告に交付した（甲５の２）。

(7) 原告は，平成１９年４月２０日付けで，横浜市監査委員に対し，消防団が自治会町内会から受領した寄附金を市への寄附金として歳入処理をすることなく消防団で消費しているとし，かかる金員を受領している消防団の範囲，寄附金の消費状況などの調査と，返還を受けるための必要な措置を求める住民監査請求を行った（甲１０）。

これに対し，横浜市監査委員は，同年５月２２日付けで，地域の任意団体である自治会町内会から消防団あてに支出された協力金等について，横浜市への寄附金とする当事者の意思が支出時に判然としないとして，公金の賦課徴収あるいは財産の管理に関する事実が存在するとは認められず，住民監査

請求の要件を満たしているとはいえないとして，原告の住民監査請求を却下した（甲９）。

そこで，原告は，同年６月２５日，本訴を提起した。

(8) 横浜市は，前述のとおり，平成２０年条例２２号により，「横浜市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例」を改正し，平成２０年度以降，消防団員個人に報酬を支払うことになった。

他方，小田急分譲地自治会は，平成２０年度から消防団への寄附金を廃止した（甲２９）。上倉田地区連合会も，同年度から防災対策費等，消防関係の予算は計上されていない（甲３０）。

3　争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 小田急分譲地自治会から，戸塚消防団第７分団に寄附がされたかどうか。

（原告の主張）

ア　平成１５年度

小田急分譲地自治会から上倉田地区連合会を通して，１０万３９５０円が戸塚消防団第７分団に交付された（甲１の１及び２）。上倉田地区連合会は，取りまとめ役を果たしたにすぎない。

イ　平成１６年度

平成１５年度と同様，小田急分譲地自治会から上倉田地区連合会を通して，１０万３９５０円が戸塚消防団第７分団に交付された（甲３の１）。

ウ　平成１７年度

平成１５年度及び平成１６年度と同様，小田急分譲地自治会から上倉田地区連合会を通して，１０万３９５０円（甲３の２）が戸塚消防団第７分団に交付された。

エ　平成１８年度　１８万１０００円

小田急分譲地自治会から，１８万１０００円（横浜市消防操法技術訓練会参加支援金の上乗せ分を含む）が戸塚消防団第７分団に最終的に交付さ

れた（甲５の２，６，１５の１）。なお，同金額のうち，１０万３９５０円は，上倉田地区・防災協力会に留保され，同会から戸塚消防団第７分団に交付されたと考えられる。

（被告の主張）

ア　平成１５年度

平成１５年５月２０日，小田急分譲地自治会から消防団分担金名目で上倉田地区消防会計名義の預金口座に，１０万３９５０円が振り込まれたこと，関連性はともかく，平成１５年度に，戸塚消防団第７分団が上倉田地区連合会から６０万円を分担金との名目で受領したことは認める。原告は，上倉田地区連合会から戸塚消防団第７分団に寄附がされたというが，その時期，具体的な出入金処理の方法などを明らかにしていない。原告の主張によっても，結局，小田急分譲地自治会から直接に戸塚消防団第７分団に対して寄附がされたとはいえない。

イ　平成１６年度

小田急分譲地自治会から，戸塚消防団第７分団に対して，１０万３９５０円が寄附がされた事実はない。原告は，上倉田地区連合会から戸塚消防団第７分団に寄附がされたというが，その時期，具体的な出入金処理の方法などを明らかにしていない。原告の主張によっても，結局，小田急分譲地自治会から直接に戸塚消防団第７分団に対して寄附がされたとはいえない。

ウ　平成１７年度

平成１６年度と同様である。

エ　平成１８年度

知らない。原告の主張では，小田急分譲地自治会から上倉田地区連合会と上倉田地区・防災協力会のいずれを通じ，戸塚消防団第７分団に寄附がされたというのかはっきりしない。

(2) 金子武夫及び金子正治の不法行為責任の成否及び不当利得の有無

（原告の主張）

消防団は，市町村の消防事務を処理するために設けられた市町村の機関である。消防分団は，収入・支出の処理に関しては何の権限も有しない（横浜市消防団の組織などに関する規則６条）。また，消防団員は，公務員としての規律に服する。横浜市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例１１条によれば，遵守事項として，職務に関し，私に金品の寄贈若しくは酒食の接待を受け又はこれを請求しないこと，消防団又は消防団員の名義をもって，みだりに寄附を募集しないことが定められている。このように，消防団が寄附金を受領することはできないのであるから，小田急分譲地自治会から交付された金員は横浜市に対する寄附金というしかない。そこで，横浜市が受け取った寄附金として，収納されるべきであった。行政機関の基本は公私のけじめをつけることであり，被告がいうように，行政機関である１つの存在が公私２面性を有することはない。

しかるに，戸塚消防団第７分団長金子武夫は，小田急分譲地自治会から消防団分担金等の名目で４９万２８５０円の寄附金を受領したにもかかわらず，横浜市の歳入金として収納することなく費消した。金子正治も，戸塚消防団団長として，金子武夫の行為を監督して，上記費消を阻止すべき立場にありながら，これを怠り，被告に寄附金相当額の損害を与えた。よって，両名は，横浜市に対し，不法行為に基づく損害賠償は免れず，また，費消した寄附金相当額を不当に利得したといえるから，不当利得として返還する義務も負う。

（被告の主張）

消防団は，組織法に基づく市町村の機関と権利能力なき社団の性格を併有する。沿革的経緯からも，市町村の機関として消防組織法にその存在根拠を有する側面とともに，当該地域住民有志が自らの意思で参加することによって自主的に組織した団体としての側面も有している。そのため，消防団は，

現在でも，その地域の自治会・町内会とのつながりが強く，地元のための各種業務（地区内の葬儀等の行事における交通整理・駐車場案内，自治会・町内会による運動会等の行事における会場設営・警備・交通整理等）に従事することも多い。また，当該団体に属する団員のための福利厚生面を受け持つ職域団体として，団員の福利厚生に関する活動を行うこともあり，そのような活動例として，各種業務に従事した場合の団員に対する慰労活動がある。そこで，原告が主張するとおり，上倉田地区連合会又は上倉田地区・防災協力会から戸塚消防団第７分団に対して金銭が交付された事実があるとしても，これらの金銭は，本来業務以外の業務を行う権利能力なき社団である戸塚消防団第７分団に対して交付される趣旨のものであって，横浜市へあてたものではない。

また，仮に，消防団が市町村の機関のほか権利能力なき社団の性質も有するとの考え方が，現時点では妥当なものではないとしても，これを肯定する見解も存し，特段それを明確に否定する解釈が確定するには至っておらず，むしろこの見解に沿うような裁判例も存したという状況下で，この見解に立脚して，上倉田地区連合会から戸塚消防団第７分団に対して交付された金員を，横浜市に対する寄附金には該当しないと考えて収受した金子正治及び金子武夫については，不法行為の要件としての故意過失は認められない。しかも，金員を支出した側である上倉田地区連合会側の認識は，横浜市に対する寄附金とする意図はなく，地元コミュニティのための各種活動に従事する個別の消防団員又はその集団に対して交付されたものと考えられるから，横浜市において，不法行為の要件としての損害も，不当利得の要件としての損失もない。

第３　当裁判所の判断

１　争点(1)について

(1)　平成１５年５月２０日，小田急分譲地自治会から上部団体である上倉田地

区連合会の消防会計名義の預金口座に１０万３９５０円が振り込まれたこと（甲１の１及び２），平成１５年度に上倉田地区連合会から６０万円が戸塚消防団第７分団に分担金の名目で交付されたことは被告も争わない。戸塚消防団第７分団は，戸塚区内のうち，上倉田地区と下倉田地区を担当しており，上倉田地区に小田急分譲地自治会がある。小田急分譲地自治会における支払名目は消防団分担金で，これを受け入れた上倉田地区連合会の会計口座名は消防会計（甲１の１）であり，同連合会から戸塚消防団第７分団には，上記のとおり，分担金の名目で支払われている。前述のとおり，戸塚消防団第７分団長金子武夫も，平成１６年１０月１５日，原告の開示請求を受けて，上倉田地区連合会からの金銭の受領については，消防団活動に対する善意の協力金と認識していたと回答している（甲２）。小田急分譲地自治会側も，平成１９年４月９日付け原告に対する回答書において，同自治会が以前から消防団に対して，協力金の提供の形式で支援してきたことを認めている（甲５の１）。

以上に加え，小田急分譲地自治会から消防分担金として受け取った上倉田地区連合会が，趣旨に反して金員を費消するとも考え難いことからすると，戸塚消防団第７分団の活動区域内にある小田急分譲地自治会は，上部団体である上倉田地区連合会を通じ，戸塚消防団第７分団に平成１５年度の消防分担金として１０万３９５０円を支払ったと認められる。

(2) 小田急分譲地自治会は，平成１６年度の決算報告書に消防分担金として１０万３９５０円，平成１７年度の決算報告書に防災活動費として１０万３９５０円を計上している（甲３の１及び２）。平成１８年度の決算報告書にも，防災活動費として１８万１０００円を計上している（甲６）。小田急分譲地自治会の道本吉弘が説明するところによると，平成１８年度については，戸塚消防団第７分団が戸塚区代表として操法大会に出場することから支出額を増額したとのことである（甲５の２）。

横浜地方裁判所

また，平成１６年度から戸塚消防団第７分団の会計を担当していた吉原晃は，平成１５年度及び平成１６年度には上倉田地区連合会から金銭の入金がある一方，平成１７年度及び平成１８年度には，上倉田地区連合会からの入金はなく，「上倉田防災協力会」（上倉田地区・防災協力会を指すものと解される。）が設立されて，同会が上倉田地区連合会から入金を受けるようになったと説明している（乙７の５頁以下）。前述のとおり，上倉田地区・防災協力会の設立目的は，上倉田地区における防火・防災等に関する諸活動を行う団体等に対し支援を行うというものであるから，その対象となる団体等とは，先に認定した平成１５年度における資金の流れからすると，戸塚消防団第７分団を指すものと考えられる。他方，上倉田地区・防災協力会が設立された平成１７年度には，下倉田地区・防災協力会も設立されたが，その設立目的は，下倉田地区における防火・防災等に関する諸活動を行う団体等に対し支援を行うことと推察されるから，その対象となる団体等も，戸塚消防団第７分団を指すものと考えられる。現に，戸塚消防団第７分団が横浜市消防操法技術訓練会に参加することになったときには，両地区の防災協力会が揃って戸塚消防団第７分団を支援し，その支援のための資金を「防災協力会」の名目で管理することとした折りには，その管理者に戸塚消防団第７分団本部の会計責任者である吉原晃を兼ねさせている。

(3) 以上からすると，平成１６年度については，平成１５年度と同様に，小田急分譲地自治会が上部団体である上倉田地区連合会を通じ，戸塚消防団第７分団に消防分担金として１０万３９５０円を支払ったと認められる。

他方，平成１７年度及び平成１８年度については，平成１５年度及び平成１６年度とは異なり，小田急分譲地自治会から，新たに設立された上倉田地区・防災協力会に消防分担金が支払われ，これが，同協力会から直接，あるいは，横浜市消防操法技術訓練会への参加支援の際には「防災協力会」名義で，戸塚消防団第７分団のために消費されたものと認めるのが相当である。

そうすると，平成１７年度及び平成１８年度においても，小田急分譲地自治会から戸塚消防団第７分団に消防分担金が支払われたと評価することができる。

２　争点(2)について

(1)　消防組織法は，９条で「市町村長は，その消防事務を処理するために，次に掲げる機関（注．消防本部，消防署，消防団を指す。）の全部又は一部を設けなければならない。」としている。また，１８条１項で「消防団の設置，名称及び区域は，条例で定める。」，１９条１項で「消防団に消防団員を置く。」とし，２３条１項で「消防団員に関する任用，給与，分限及び懲戒，服務その他身分取扱いに関しては，この法律に定めるものを除くほか，常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより，非常勤の消防団員については条例で定める。」とされている。

これらの規定からすると，消防団は，市町村長がその事務である消防事務を処理するために，条例に基づいて設置する組織であることは明らかである。したがって，消防団は市町村の組織の一部であり，本件で問題となっている横浜市戸塚消防団第７分団も同様と解されることは，原告が主張するとおりである。

(2)　以上を踏まえて，原告は，戸塚消防団第７分団も横浜市の行政組織の一部であるから，行政機関としての規律に服するとして，戸塚消防団第７分団長金子武夫は，小田急分譲地自治会から受け取った協力金を戸塚消防団長金子正治に報告した上，横浜市の歳入金として収納すべきであったと主張する。

これに対し，被告は，消防団には消防組織法に基づいた市町村の機関としての側面のほか，沿革的にいって，地域住民有志が自らの意思で参加することによって自主的に組織した団体としての側面も有しており，そのため，消防組織法１条にいう本来の消防業務以外に自治会・町内会等の地元コミュニティのための各種業務を行っているとし，仮に原告が指摘する寄附があった

としてもこのような団体に対して交付されたものであると反論する。

確かに，消防団の歴史は古く，江戸時代の町火消しにまで遡り，明治・大正時代の私設消防組，昭和時代（戦前）の警防団を経て，昭和２２年４月３０日の消防団令に基づいて消防団が組織され，今日の消防団に至っている（乙２）。このような沿革があったため，横浜市においては，平成２０年条例２２号による改正前まで，横浜市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例１６条で「消防団員に対しては給与は支給しない。」とされていたと考えられる（乙１５，１７）。

しかしながら，消防組織法上，消防団が横浜市の行政組織の一部に組み込まれていることは，前述のとおりである。そうすると，消防団が，現在においても，法令で定める消防業務以外に，自治会・町内会等の地元コミュニティのための各種業務を担う権利能力なき社団としての性質を併有しているとして，消防団の構成員である消防団員の慰労のために，市民等から寄附金等を受け取ることは，公務員が本来の職務やそれに関連する業務につき金員を受領しているとも受け取られる可能性があるから（被告は，消防団が行う自治会・町内会等の地元コミュニティのための各種業務につき，消防団の本来の職務と全く関連するものではないとの前提に立つようであるが，行政組織である消防団の名称で行う活動が，防火・防災等の啓発活動とも無関係と言い切れるのかどうかについては再考の余地があろう。），決して好ましいものではない。この点は，平成２０年に条例が改正されて，消防団員に報酬が支払われるようになり，消防団がより明確に行政組織の一部として捉えられるようになったことからすると，なおさらである。

(3) 以上によれば，平成２０年の条例改正以降は，消防団が，本来業務のほか本来業務との関連が疑われる活動につき，市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは，違法となる余地がある。

しかし，平成１６年度において上倉田地区連合会の会長であった堀内貞夫

は，同連合会の戸塚消防団第７分団に対する寄附金の趣旨について，「消防団は地元の人々から生まれ，支え，育てられ」たもので，「地元の為にありとあらゆる活動に従事している団体だと認識して」おり，「町内会と消防団は共に地元のための活動をする団体」なので，「地元のための活動をする消防団に対して同じ仲間の団体として当然のことをしているという考えであ」ったと述べており（乙１３），また，原告も，平成１７年３月１２日，上倉田地区連合会会長堀内貞夫から，消防団への寄附金を認めて貰いたいとの用件で面談の要請があったとしている。これらからすると，この寄附金の趣旨は，主として，地元のための活動をする団体である消防団に対する慰労を目的としたものであると認めるのが相当である。

そして，このような寄附金の趣旨に照らすと，横浜市は，かかる公務に関連性のない趣旨を目的とした金員を，使途を指定した寄附金としても受領できるものではない。そうすると，横浜市の損失のもと，金子武夫及び金子正治が不当に利得したとはいえないし，これを費消することによって，横浜市に損害が生じたと認めることもできない。

また，不法行為が成立するためには，金子武夫及び金子正治に故意，過失があることを要する。しかし，本訴で問題となっている平成２０年の条例改正前における寄附金については，先に見た消防団の歴史的沿革や，団員の活動について条例上，無報酬とされてきたことからすると，消防団が横浜市の行政組織の一部であるとの認識に乏しく，行政組織とは別個の団体としての一面も有していることからしても，少なくとも，自治会・町内会等の地元コミュニティのための各種業務の慰労の趣旨から取得した金員につき，横浜市に対する寄附金と認識しなかったことについて，金子武夫及び金子正治において，故意，過失があるとは認め難い。

この点に関し，金子武夫は，原告から，戸塚消防団第７分団が平成１５年度中に上倉田地区連合会から受領した寄附金の会計処理に関する一切の文書

等について開示請求を受けて，平成１６年１０月１５日付け原告あて回答書で，「上倉田地区連合会からの金銭の受領については，消防団活動に対する善意の協力金と認識しておりましたが，確認した結果，ご指摘のとおり寄付金として処理すべきものであると思います」，「今後，消防団は公的な機関であることを十分認識し，会計処理についても適正な運営に努めてまいります」と回答していることが認められる（甲２）ことからすると，当時，上倉田地区連合会から受領した金銭を取得すべきものではないとか，横浜市に対する寄附と処理すべきであるとかの認識を全く有していなかったことが窺われる。一方，かかる回答後にされた平成１７年度及び平成１８年度の寄附金の受領について過失がなかったといえるか問題ともなり得る。しかしながら，上記のような寄附金の性質に照らすと，本件で問題となっている寄附金を横浜市に対する寄附金として処理することが適正な会計処理ということはできない上，それに代わる会計処理を横浜市が明確に示していたとも認め難い。また，そもそも寄附金の趣旨に照らすと，これが本来，横浜市に帰属されるべきものとはいえない以上，適切な処理方法を想定することも困難である。そうすると，金子武夫が小田急分譲地自治会からの戸塚消防団第７分団への寄附金を横浜市への寄附金と認識し，その認識に基づいてこれを処理しなかったことに過失があるとはいえない。

３　結論

以上によれば，原告の請求はいずれも理由がないから，主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第１民事部

裁判長裁判官　　佐　　村　　浩　　之

横浜地方裁判所